

相続税の申告・納付は、 10カ月以内に行わなければ なりません。

相続財産の課税価格が基礎控除額を超える場合には、申告が必要です。
また、相続税の申告・納付手続きは、通常被相続人の死亡日の翌日から
10カ月以内に行わなければなりません。
相続税の申告にあたっては、資産の評価が重要なポイントとなります。
この評価は、資産の種類ごとに方法が決まっており、必ずしも時価と
一致するものではありません。

特例の活用について

相続税の計算において、小規模宅地等の課税の特例や、配偶者への税額軽減の特例があります。
これらの特例を活用するには、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまっていること、および相続税の申告を行うことなどが必要となります。

※申告書の作成等税務に関する手続きについては、ご希望があれば税理士をご紹介します。

相続税計算のステップ

(平成18年4月1日現在の税制に基づいています。)

1. 各相続人の課税価格を合計し、「各相続人等の課税価格の合計額」を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{本来の} \\ \text{相続財産} \end{array} + \begin{array}{l} \text{みなし} \\ \text{相続財産} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{財産} \end{array} - \begin{array}{l} \text{債務、} \\ \text{葬式費用} \end{array} = \text{ア 各相続人等の} \\ \text{課税価格の} \\ \text{合計額} \\ + \begin{array}{l} \cdot \text{相続開始前3年以内の贈与財産} \\ \cdot \text{相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産} \end{array} =$$

2. 課税価格の合計額 **ア** から基礎控除を差し引き、「課税遺産総額」を計算します。

$$\text{ア 各相続人等の} \\ \text{課税価格の合計額} - \text{遺産にかかる基礎控除} = \text{イ 課税遺産総額}$$

3. 法定相続分に応じた税額を計算のうえ合計し、「相続税の総額」を計算します。

相続人各人ごとに法定相続分に応じた税額を計算します。

$$\text{イ 課税} \\ \text{遺産総額} \times \text{法定相続分} \\ \text{の割合} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{各相続人の法定相続分に} \\ \text{応じた税額} \\ \text{上式により算出した各人の税額を合計し、相続税の総額を計算します。} \\ \text{ウ 相続税の総額}$$

4. 相続税の総額 **ウ** を実際の取得分に合わせて按分し、「各相続人等の相続税額」を計算します。

$$\text{ウ 相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格(実際の取得分)}}{\text{ア 各相続人等の課税価格の合計額}} = \text{エ 各相続人等の} \\ \text{相続税額}$$

5. 各相続人等の相続税額 **エ** に2割加算後各控除を行い、実際に納付する「各相続人等の納付相続税額」を計算します。

$$\left(\text{エ 各相続人等の} \\ \text{相続税額} + \text{2割} \right) - \begin{array}{l} \cdot \text{贈与税額控除} \\ \cdot \text{配偶者の税額軽減} \\ \cdot \text{未成年者控除} \end{array} - \begin{array}{l} \cdot \text{障害者控除} \\ \cdot \text{相次相続控除} \\ \cdot \text{外国税額控除} \end{array} = \text{各相続人等の} \\ \text{納付相続税額}$$

※については、該当する項目がある場合に計算します。